

2015 年度第 2 回保安調査において  
実施計画違反区分「監視」と判断された項目の概要  
(福島第一原子力発電所)

## 1. 不適合の共通要因分析に係る業務の未実施について

### 概要

2015 年 9 月 7 日の保安検査において、品質保証グループが行うべき不適合の共通要因分析に係る業務が行われていないことが判明した。共通要因分析実施の判断については、「原因分析の実施マニュアル」において「多発・再発傾向を確認し、共通要因分析の必要性が確認された場合」と記載されているが、判断基準が曖昧であった。

### 保安措置 の該当条項等

第 1 編

第 3 条

7. 5. 1 業務の管理

※ 実施計画第 III 章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

### 対応状況

多発・再発の定義を明確にするとともに、共通要因分析の必要性が不適合報告の分類コード等から判断できるように共通要因分析のプロセスを見直す。また、不適合報告の分類コード等で共通要因分析が必要と判断されなかったものについても、類似性・多発性を確認し不適合管理委員会に判断を仰ぐこととし、その判断に基づき共通要因分析を実施することとする。

## 2. 仮設集積場所におけるガレキ等の不適切な管理について

### 概要

福島第一原子力発電所では、廃止措置の作業で発生したガレキ等は実施計画で定めた一時保管エリアに保管するが、作業の都合や一時保管エリアの保管状況により速やかに運搬できない場合には、固体廃棄物管理グループの確認を得た上で、任意に仮設集積場所を設けてガレキ等を一時的に保管することが許されている。その場合、仮置き期間中は一時保管エリアに準じた飛散防止等の措置を講じるとともに、区画、線量率、立ち入り制限等を表示することとしているが、立ち入り規制等の措置を適切に行っていないことが 2015 年 9 月 4 日の保安検査で判明した。

### 保安措置 の該当条項等

第 1 編

第 3 条

7. 5. 1 業務の管理

※ 実施計画第 III 章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

## 対応状況

長期にわたり保管している仮設集積物は、早期に廃棄物保管エリアに移動し、保管期間中の管理不足（線量表示・立入制限表示含む）については、廃棄物処理のマニュアル等について、グループ内に周知するとともに、チェックシートを用いて定期的（週1回）に仮設集積物の巡視点検を行うこととする等の対策を講じる。

## 3. 品証部門が行う保全計画の実施状況等の確認の未実施について

### 概要

福島第一原子力発電所では、品質保証グループが1年に1回を目処に、保全計画の作成・改訂状況と実施状況について確認し、記録を保管することになっていが、2014年度の保全計画の作成・改訂状況と実施状況については記録されていなかった。

### 保安措置 の該当条項等

#### 第1編

#### 第3条

#### 7. 5. 1 業務の管理

※ 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

### 対応状況

組織改編により統合された各部門が各々の業務を持ち寄っており、業務引き継ぎ書が作成されておらず、適切に業務の引き継ぎが行われていなかった。今後は、保全計画の策定、実施状況の確認が確実にされるよう、新たにガイドを制定するとともに、業務の進捗管理表を作成し、毎月グループ会議時にメンバー全員で進捗確認を行うこととする。

なお、記録されていなかった2014年度の保全計画の作成・改訂状況と実施状況について、その後、適切に管理されていることが確認できたことから、安全性への影響はないものと考えている。

## 4. Cタンクエリア等からの堰・部材間シール性不良等による堰内雨水の漏えい事象について

### 概要

台風17号および18号の影響による記録的な降雨で、福島第一原子力発電所の構内ではタンクの堰に溜まった雨水の雨水処理設備による浄化・排水が追いつかない状況となり、9月10～14日の間に、(1)Cタンクエリア堰の2箇所の配管貫通部、(2)H5タンクエリア堰の拡張部、(3)H4タンク北エリアの既存のコンクリート堰と追加で設置した鋼板堰の2箇所の接合部、(4)H6タンクエリア堰の配管貫通部と2箇所の金属製堰補強材と被覆材の隙間、合計8箇所から堰内雨水の漏えいが続けて発生した。

いずれも堰と部材間の密着性が損なわれていたことで生じたものと推定され、工事完了後の水張り試験等で漏えい有無を確認するものである。しかし、いずれの工事も

完了直後の外観検査で施工の良否を判断していた。

## 保安措置 の該当条項等

第1編

第3条

7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

※ 実施計画第Ⅲ章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

## 対応状況

漏えいの原因は現時点ではまだ特定されていないが、いずれのケースにおいても、工事完了後に水張り試験を行うことが出来なかったことに起因する。

今後、原因究明を行い、再発防止対策等の立案および水平展開を図っていくが、今回漏えいが確認された箇所については、応急対策を終えており、今後実施する配管貫通部等の後付け箇所においては、局所的な水張り試験等を実施し、設備の信頼性を確認する。

以 上